

第 1.0 版

退職手当共済システム 操作説明書
制度改革後の職員にかかる非加入届等の
取下げ届の提出手続き

独立行政法人福祉医療機構

制度改正後の職員にかかる非加入届等の取下げ届の提出手続きとは

手続きの目的

制度改正後の職員にかかる非加入届等の取下げ届の提出手続きとは、制度改正時（平成 18 年 4 月 1 日、平成 28 年 4 月 1 日）において、制度改正後の職員を加入させないとして届出を行っている施設・事業、及び「退職手当共済契約部分解除通知書」を提出し、部分解除を行っている施設・事業、又は「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」を提出している施設・事業において、それらの届出を取下げ、職員（掛金が 3 倍となる職員）を新たに加入させる際に行う手続きです。

手続きの内容

「制度改正後の職員にかかる非加入届等」の取下げ対象となる施設の情報

手続きの実施者

共済契約者

手続きのタイミング

制度改正後の職員にかかる非加入届等を届け出ている施設・事業において、当該届出を取下げ、新規で採用した職員を加入させるとき



当該手続きにおける注意点

当該手続きを行った場合、取下げ日以降、加入要件のある職員はすべて加入させなければなりません。

目次

1. 「非加入届等の取下げ届」提出画面を表示する	4
1.1 「制度改正後の職員にかかる非加入届等」を取下げたい旨を機構に連絡する	4
1.2 「制度改正後の職員にかかる非加入届等」取下げ届の提出画面を表示する	4
2. 「制度改正後の職員にかかる非加入届等」を取下げたい施設を選択し、機構に提出する	6
2.1 「非加入の取下げ登録」画面にて、「非加入届等」の取下げ日を登録する	6
2.2 取下げ対象となる施設を選択する	6
2.3 「制度改正後の職員にかかる非加入届等」の取下げ届を機構に提出する	7
3. 受付完了のお知らせを確認する	9

1. 「非加入届等の取下げ届」提出画面を表示する

「非加入届等の取下げ届」提出画面の表示手順を説明します。

1.1 「制度改正後の職員にかかる非加入届等」を取下げたい旨を機構に連絡する

「制度改正後の職員にかかる非加入届等」の取下げを希望する場合、その旨を機構に連絡します。

【問い合わせ先】

独立行政法人福祉医療機構 共済部 退職共済課

Tel : 0570-050-294

お問い合わせの際は、「共済契約者番号」をご用意ください。

1.2 「制度改正後の職員にかかる非加入届等」取下げ届の提出画面を表示する

「制度改正後の職員にかかる非加入届等」の取下げを行う場合、取下げ届提出画面を表示します。

(1) 「制度改正後の職員にかかる非加入届等」取下げ届の提出画面を表示する

以下のいずれかから、退職手当共済システムへログインし「非加入の取下げ登録」画面を表示します。

➤ 案内メールの URL リンクをクリックする場合

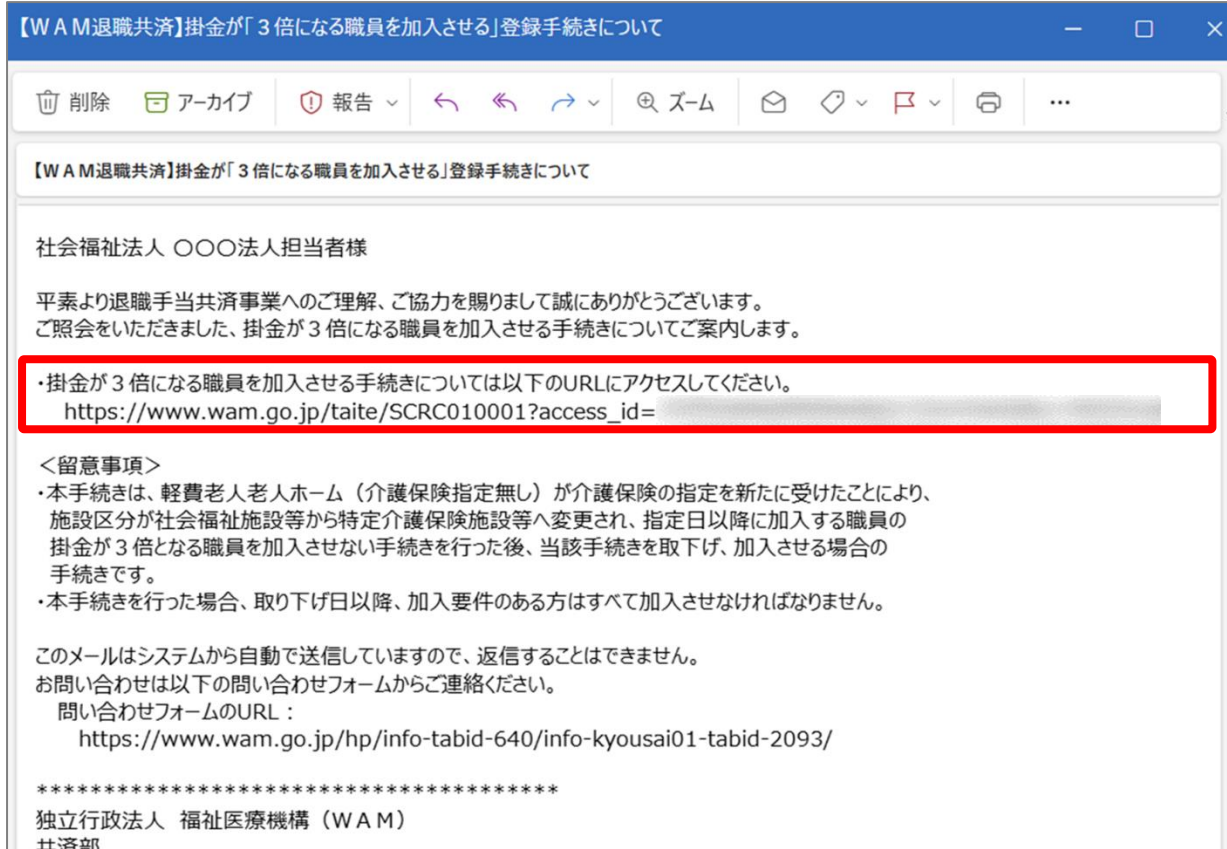
5 ページの「[\(A\) メール URL から表示する場合](#)」の手順にて開始します。

➤ ホーム画面の「手続きへ」ボタンをクリックする場合

5 ページの「[\(B\) 退職手当共済システム ホーム画面から表示する場合](#)」の手順にて開始します。

(A) メールの URL から表示する場合

「【WAM退職共済】掛金が「3倍になる職員を加入させる」登録手続きについて」という件名のメールに記載されたURLをクリックします。クリック後、退職手当共済システムへログインします。

**(B) 退職手当共済システム ホーム画面から表示する場合**

福祉医療機構（WAM）の退職手当共済システムにログインし、ホーム画面の「掛金が「3倍になる職員を加入させる」登録手続きについて」の右側にある「手続きへ」ボタンをクリックします。

- 退職手当共済システムへのログインはこちら <https://www.wam.go.jp/taite/SCRC010001>



2. 「制度改正後の職員にかかる非加入届等」を取下げたい施設を選択し、機構に提出する

非加入届等の取下げ登録にかかる情報の内容の入力と機構への提出手順を説明します。

2.1 「非加入の取下げ登録」画面にて、「非加入届等」の取下げ日を登録する

WAM 独立行政法人 福祉医療機構 退職手当共済システム

非加入の取下げ登録

〇〇〇法人 様 困ったときは

共済契約者ホーム / 非加入の取下げ登録

制度改正後の職員を加入させない手続き、部分解除手続き等を届け出ている施設等において、当該届出を取下げ、新規で採用した職員も加入させる場合は、「届出中の施設」から施設を選択し、表示内容を確認後、取り下げボタンを押してください。

取下げ日 **【必須】** YYYY / MM / DD

<input type="checkbox"/> 選択	施設名称	施設種類	ステータス
<input type="checkbox"/>	001:〇〇〇施設	特別養護老人ホーム	改正後非加入(H18年)
<input type="checkbox"/>	002:△△△施設	老人居宅介護等事業（ホームヘルプ）	改正後非加入(H18年)
<input type="checkbox"/>	003:□□□施設	軽費老人ホーム（介護保険法の規定に基づく指定に係るもの）	転換後非加入

戻る 取下げ

2.2 取下げ対象となる施設を選択する

「非加入の取下げ登録」画面にて、取下げ可能な施設の一覧を確認し、選択します。

(1) 「非加入の取下げ登録」画面にて、取下げ可能な施設の一覧を確認する

WAM 独立行政法人 福祉医療機構 退職手当共済システム

非加入の取下げ登録

〇〇〇法人 様 困ったときは

共済契約者ホーム / 非加入の取下げ登録

制度改正後の職員を加入させない手続き、部分解除手続き等を届け出ている施設等において、当該届出を取下げ、新規で採用した職員も加入させる場合は、「届出中の施設」から施設を選択し、表示内容を確認後、取り下げボタンを押してください。

取下げ日 **【必須】** 2024 / 01 / 01

<input type="checkbox"/> 選択	施設名称	施設種類	施設所在地	ステータス
<input type="checkbox"/>	001:〇〇〇施設	特別養護老人ホーム	〇〇〇県〇〇市〇〇町 1 - 2 - 3	改正後非加入(H18年)
<input type="checkbox"/>	002:△△△施設	老人居宅介護等事業（ホームヘルプ）	△△県△△市△△町 1 - 2 - 3	改正後非加入(H18年)
<input type="checkbox"/>	003:□□□施設	軽費老人ホーム（介護保険法の規定に基づく指定に係るもの）	□□県□□市□□町 1 - 2 - 3	転換後非加入

戻る 取下げ

(2) 取下げ対象となる施設をすべて選択する

独立行政法人 福祉医療機構 退職手当共済システム
 〇〇〇法人 様 困ったときは [>](#)

非加入の取下げ登録

共済契約者ホーム / 非加入の取下げ登録

制度改正後の職員を加入させない手続き、部分解除手続き等を届け出ている施設等において、当該届出を取下げ、新規で採用した職員も加入させる場合は、「届出中の施設」から施設を選択し、表示内容を確認後、取り下げボタンを押してください。

取下げ日 **【必須】**

<input type="checkbox"/> 選択	施設名称	施設種類	施設所在地	ステータス
<input type="checkbox"/>	001:〇〇〇施設	特別養護老人ホーム	〇〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-3	改正後非加入(H18年)
<input type="checkbox"/>	002:△△△施設	老人居宅介護等事業（ホームヘルプ）	△△県△△市△△町 1-2-3	改正後非加入(H18年)
<input checked="" type="checkbox"/>	003:□□□施設	軽費老人ホーム（介護保険法の規定に基づく指定に係るもの）	□□県□□市□□町 1-2-3	転換後非加入

[戻る](#) [取下げ](#)

2.3 「制度改正後の職員にかかる非加入届等」の取下げ届を機構に提出する

届出の内容を確認し、「制度改正後の職員にかかる非加入届等」の取下げ届を機構に提出します。

(1) 入力内容に誤りが無いことを確認し、画面下部にある「機構へ提出する」ボタンをクリックする

独立行政法人 福祉医療機構 退職手当共済システム
 〇〇〇法人 様 困ったときは [>](#)

非加入の取下げ登録

共済契約者ホーム / 非加入の取下げ登録

制度改正後の職員を加入させない手続き、部分解除手続き等を届け出ている施設等において、当該届出を取下げ、新規で採用した職員も加入させる場合は、「届出中の施設」から施設を選択し、表示内容を確認後、取り下げボタンを押してください。

取下げ日 **【必須】**

<input type="checkbox"/> 選択	施設名称	施設種類	施設所在地	ステータス
<input type="checkbox"/>	001:〇〇〇施設	特別養護老人ホーム	〇〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-3	改正後非加入(H18年)
<input type="checkbox"/>	002:△△△施設	老人居宅介護等事業（ホームヘルプ）	△△県△△市△△町 1-2-3	改正後非加入(H18年)
<input checked="" type="checkbox"/>	003:□□□施設	軽費老人ホーム（介護保険法の規定に基づく指定に係るもの）	□□県□□市□□町 1-2-3	転換後非加入

[戻る](#) [取下げ](#)

(2) 機構への提出完了



3. 受付完了のお知らせを確認する

「制度改正後の職員にかかる非加入届等」の取下げ届が提出されましたら、機構より受付完了のお知らせがメールにて送付されます。

※提出後、機構にて提出内容の確認を行いますが、疑義等がある場合、電話照会をさせていただくことがあります。



差戻しについて

提出された制度改正後の職員にかかる非加入届等の取下げ届に不備があった場合、機構より差戻しのお知らせがメールにて送付されます。

メールに記載されている URL および退職手当共済システムのホームページから再度提出が必要です。

以上で制度改正後の職員にかかる非加入届等の取下げ届の提出手続きは完了です。